目

次

示

第千九百三十八号

平成二十一年

四月九日

日

山梨県告示第百三十八号

木

曜 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

覧に供する。 の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦

平成二十一年四月九日

山梨県知事 横

内

正

明

= 道路の幅員 笛吹市御坂町夏目原字下白金一一四九番一

道路の位置

六・〇〇メートル

Ξ

道路の延長

六八・三五メートル

告 示

山梨県告示第百三十六号

を次のように改正する。 一級河川須玉川に係る河川区域の指定(昭和四十九年山梨県告示第百十五号)の一部

平成二十一年四月九日

横 内

明

山梨県知事 正

(「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び中北建設事

務所峡北支所に備え置いて縦覧に供する。)

第一号図に係る区域を次のように変更する。

山梨県告示第百三十七号

十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び中北建設 次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令 (昭和四十年政令第十四号) 第四

事務所峡北支所に備え置いて縦覧に供する。 平成二十一年四月九日

山梨県知事 横 内 正

明

河川の名称 富士川水系 須玉川

廃川敷地等が生じた年月日(平成二十一年四月九日

Ξ 廃川敷地等の位置
北杜市須玉町大豆生田字妙河原千八百四十番一から千八百四十

梨 県公 報 第千九百三十八号 平成二十一年四月九日

廃川敷地等の種類及び数量 二万六千五百二・〇八平方メートル

Щ

発行者 山 梨 県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷	山 梨 県 公 報 第千九百三十八号 平成二十一年四月九日
印刷所(㈱サンニチ印刷)甲府市北口二丁目六番	
	==0